

はじめに

近年、少子高齢化、人口減少、核家族化が進み、地域の支え合いや助け合いが希薄になる中、公的な福祉サービスだけでは地域における複雑化・複合化する福祉課題の解決は困難となっています。そのため、地域の中でのつながりを再構築する地域共生社会の実現が改めて求められています。

また、昨年からの新型コロナウイルス感染症は、経済分野のみならず福祉分野においても生活困窮者の増加や人との接触、対面活動の制限など大きな影響と課題をもたらしました。

国は、2020(令和2)年に社会福祉法^(注1)を一部改正し、市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設して、地域共生社会の実現を目指しています。

このような中、＜誰一人取り残さない社会の実現＞を目指すSDGs^(注2)の理念も踏まえ、誰もが安心して暮らすことのできる地域をつくるために、本会が事務局となり、住民を中心に関係団体、専門機関、行政などと協力して地域福祉を推進する「第4次地域福祉活動計画」を民間計画として策定し、取り組みます。

2022(令和4)年3月

社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

(注1) 社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。1951(昭和26)年制定の社会福祉事業法が前身で、社会福祉基礎構造改革によって2000(平成12)年の全面改正を機に、法律名も改称されました。

(注2) SDGs (エス・ディー・ジーズ)

次ページを参照